

平成 29 年 1 月 6 日
電力・ガス取引監視等委員会

原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価について 料金審査専門会合を開催します

経済産業大臣から本委員会宛てに任意の意見の求めのあった旧一般電気事業者9社(北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力)の原価算定期間終了後の事後評価として、現行料金の妥当性を確認するため、平成29年2月より料金審査専門会合を開催して審議を行う。

1. 原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価について

原価計算期間終了後に小売電気料金の原価の洗い替えを行わない場合において、引き続き当該料金原価を採用する妥当性については、従来、経済産業省で評価を実施するとともに、経済産業省及び旧一般電気事業者各社において、以下のような情報公開の取組を実施しているところ。

①経済産業省において、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認し、その結果を公表する(必要に応じて、料金値下げに係る変更認可申請命令の可否を検討する)。

②旧一般電気事業者各社において、規制部門と全社計に区分した人件費等の実績値の比較結果をホームページで公表する。

なお、北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び九州電力については、平成24年以降の料金値上げ時に経済産業省として継続的に監視していくこととされているとともに(別添1~4)、震災後行われた値上げに係る初めての原価算定期間終了後の事後評価であることから、消費者基本計画の工程表(別添5)において今年度に事後評価を行う旨記載されている。そのため、原価算定期間が終了している他の旧一般電気事業者(北陸電力・中国電力・沖縄電力)とは別に、料金審査専門会合において説明を求めるなど、より丁寧なフォローアップを行うことが必要。

また、東京電力エナジーパートナーについては、直近3年度間の規制部門の電気事業利益率が高くなっていること等を踏まえ、今回追加説明を求める上記5社と同様、料金審査専門会合において説明を求めるなどの丁寧なフォローアップを行う。

2. 事後評価の進め方

①北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、北陸電力、関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び沖縄電力

料金審査専門会合において、電力・ガス取引監視等委員会事務局より、9社の電気事業利益率の状況等について要約した資料を提出・説明を行い、これに基づき審議を行う。

②北海道電力、東北電力、東京電力エナジーパートナー、関西電力、四国電力及び九州電力
料金審査専門会合において、各社より費目毎の想定原価と実績との比較及び乖離状況等の説明を行い、これに基づき審議を行う。

(本発表資料のお問い合わせ先)

電力・ガス取引監視等委員会事務局

取引監視課長 佐合

担当者:野沢、曾根、雨田

電話:03-3501-1511(内線 4381~4)

03-3501-1552(直通)

(別添1) 東京電力認可時

○フォローアップ審査について

東京電力の料金メニュー毎に、実収入と料金算定での想定との乖離の妥当性を検討するため、毎年度の事後の適切な情報開示と検討の仕組みが必要である。開示すべき情報は、レートメイクに関する検証も行うため、1kWh当たりの原価構成(人件費等諸費用等)を含む必要がある。また、その旨が「電気料金情報公開ガイドライン」に盛り込まれる必要がある。消費者庁に、その策定に関与させるとともに、継続的に料金の妥当性を点検させるべきであるとする。

人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を上回る支出が行われないよう、経済産業省は継続的に監視すべきである。

このような仕組みを構築することを確認した上で、料金認可が行われる必要がある。

1. 電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議では、部門別収支を毎年公表すること、原価算定期間後には原価と実績の部門別評価を実施すること提言されており、これを受けて「電気料金情報公開ガイドライン」を本年3月に見直したところ。
2. また、査定方針案では、今回の審査で終わることなく、認可後の東京電力の料金の妥当性について引き続き監視を続けるべき、具体的には、原価算定期間内においては、毎年度事業者が決算発表時等に、決算実績や収支見通しを説明するとともに、利益の用途や料金改定時に計画した効率化の進捗状況等を需要家にとってわかりやすい形で説明すべきとしている。
3. そのため、事後評価の観点から、レートメイクに関する検証を行うため、1kWh当たりの原価構成(人件費等諸費用等)を含む情報開示を行うこととするなど適切な情報開示のあり方を検討し、実施する。また、人件費等原価の個別項目について、料金算定の際に用いられた総額を合理的な理由なく上回る支出が行われないよう、継続的に監視していく。

(出典:「消費者庁からの意見への対応について」平成24年7月19日経済産業省 より抜粋)

(別添2)関西電力・九州電力認可時

○事後検証については、以下の点を検討すべきである。

・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させるとともに、継続的なコスト削減インセンティブに関する事後的な検証(トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む。)

・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売量の原価算定期間内の進捗状況について、一覧といたった分かりやすい形での消費者への定期的公表(実績値や見込額)

1. 燃料調達については、特にLNGについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度のあり方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、査定方針案においても、「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないように、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである」とされている。

2. 「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」報告書(平成24年3月)の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正した。今年度の部門別収支の公表に当たっては、各社ともホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。また、関西電力と九州電力については、それぞれ第15回審査専門委員会の資料7及び資料8において、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の電力量、料金収入、改定以降の実績を公表し、さらに、それぞれ第2回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の資料5、6において、平成20年料金改定時の原価と改定以降の実績を公表している。今後とも、消費者にとって分かりやすい情報の提供に努めてまいりたい。

(出典:「消費者庁からの意見への対応について」平成25年3月 経済産業省 より抜粋)

(別添3)東北電力・四国電力認可時

○事後検証については、以下の点を検討すべきである。

- ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させるとともに継続的なコスト削減インセンティブに関する事後的な検証(トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む)
- ・料金算定の前提条件が、認可時からどの程度乖離したかどうかの観点からの検証
- ・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売量の原価算定期間内の進捗状況について、一覧といたった分かりやすい形で消費者へ定期的公表(実績値や見込額)

○今回の原価算定期間終了後には電源構成が大きく変わり、燃料費の大幅な削減による値下げも想定される。現行の電気事業法において、値下げにあたっては事業者からの届出のみで済むことになるが、その際に値下げ幅について何らかの検証が可能なよう、その方策についての検討を行うべきである。

1. 燃料調達については、特にLNGについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度のあり方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案においても、「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないように、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである。」とされている。

2. 有識者会議報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正した。今年度の部門別収支の公表に当たっては、各社ともホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。また、東北電力と四国電力については、それぞれ第27回審査専門委員会の資料7-3及び資料8-3において、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の電力量、料金収入、改定以降の実績を公表し、さらに、それぞれ第7回家庭用電気料金の値上げ認可申請に関する調査会の資料2、3においても、平成20年料金改定時の原価と改定以降の実績を公表している。今後とも、消費者にとって分かりやすい情報の提供に努めてまいりたい。

3. 有識者会議報告書においては、料金設定後①原価計算期間内においては、決算発表時に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制・自由部門に分けて評価を実施し、必要に応じて料金認可申請命令の発動の要否を検討することが提言されている。なお、同報告書の提言を受け、これまでの自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正している。

4. また、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、経済産業省としては、料金認可申請命令の発動基準に基づき、収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者に料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討することとしたい。

5. なお、電気事業法に基づく値下げの届け出がなされた場合には、経済産業省としては、値下げ幅やその要因等について、ホームページ等を用いた丁寧な説明・周知を行うよう促してまいりたい。

(出典:「東北電力及び四国電力に係る消費者庁からの意見へ対応について」平成25年8月経済産業省より抜粋)

(別添4)北海道電力認可時

○事後検証については、以下の点を検討すべきである。

- ・燃料調達について、世界的なエネルギー価格の動向を反映させるとともに継続的なコスト削減インセンティブに関する事後的な検証(トップランナー価格の原価織り込み、燃料費調整制度の在り方等を含む)
- ・料金算定の前提条件が、認可時からどの程度乖離したかどうかの観点からの検証
- ・費用と、料金メニュー毎の収入及び販売量の原価算定期間内の進捗状況について、一覧といたった分かりやすい形での消費者へ定期的公表(実績値見込額)

○今回の原価算定期間終了後には電源構成が大きく変わり、燃料費の大幅削減による値下げも想定される。現行の電気事業法において、値下げに当たっては事業者からの届出のみで済むことになるが、その際値下げ幅について何らかの検証が可能になるよう、その方策についての検討を行うべきである。

1. 燃料調達については、特にLNGについて、世界的な需給構造が変革期にある中で、継続的なコスト削減インセンティブが確保されるよう、料金認可時における原価織り込みのあり方、燃料費調整制度の在り方を含め、今後引き続き検討してまいりたい。なお、関西電力及び九州電力の電気料金値上げ認可申請に係る査定方針案においても、「天然ガスに係る燃料調達については、従来の石油価格リンクの長期契約に加え、スポット取引が増大していることや天然ガス価格リンクの長期契約の増加が今後見込まれることを踏まえ、事業者における経営効率化インセンティブを阻害することがないよう、必要に応じ、現行の燃料費調整制度のあり方を検討していくべきである。」とされている。

2. 有識者会議報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正した。平成23年度の部門別収支の公表に当たっては、北海道電力はホームページ上で、過去の原価算定期間における販売電力量や原価項目の実績値を公表している。また、第31回審査専門委員会の資料6-2において、供給約款と選択約款の平成20年料金改定時の原価、電力量、料金収入、改定以降の実績を公表している。今後とも、消費者にとって分かりやすい情報の提供に努めてまいりたい。

3. 有識者会議報告書においては、料金設定後、①原価算定期間内においては、決算発表時に決算実績、収支見通し、利益の使途、効率化の進捗等について評価を行うとともに、部門別収支を公表すること、②原価算定期間終了後は、①に加えて原価と実績の比較等について規制・自由部門に分けて評価を実施し、必要に応じて料金認可申請命令の発動の要否を検討することが提言されている。なお、同報告書の提言を受け、これまで自由化部門が赤字の場合のみ公表されていた部門別収支を毎年度公表するよう「電気料金情報公開ガイドライン」を改正している。

4. また、今回改定以降の収益構造の変化については、事後評価において部門別収支が毎年公表され、原価算定期間終了後には原価と実績の部門別評価を実施することとなっているが、

経済産業省としては、料金認可申請命令の発動基準に基づき収益構造のゆがみが著しく、また、構造的なものと認められる場合には、事業者に料金改定を促すとともに、事業者がこれに応じない場合には、料金認可申請命令の発動を検討することしたい。

5. なお、電気事業法に基づく値下げの届出がなされた場合には、経済産業省としては、値下げ幅やその要因等について、ホームページ等を用いた丁寧な説明・周知を行うよう促してまいりたい。

(出典:「北海道電力に係る消費者庁からの意見への対応について」平成25年8月経済産業省より抜粋)

(別添5)

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(出所:消費者基本計画工程表 平成27年3月24日 消費者政策会議決定(平成28年7月19日改

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	KPI
(4)公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<p><決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保> 電気・ガスの小売料金全面自由化に向けた、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>					公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性、情報提供の状況
		<p><公共料金における中長期的課題の検討、実施> 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施 【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】</p>					
		<p><料金適正性の確保> 電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>	<p><料金適正性の確保> 電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>	<p><料金適正性の確保> 電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>			
		<p><料金適正性の確保> 電力託送料金認可後のフォローアップ 【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p>					

定) より抜粋)